

試験について

試験には、定期試験、追試験、再試験、特別再試験があり、大半の授業科目の単位認定は、これらの試験の成績に基づいて行われています。1、2年次で開講する基礎教育科目の選択科目は、再試験を実施しません。基礎教育科目以外の選択科目は、再試験、特別再試験を実施する場合があります。

なお、再試験および特別再試験の受験には、原則として受験料が必要です。試験の実施方法等の詳細については、年度により変更されることがあります。

【定期試験】

①各学期末に「前期定期試験」「後期定期試験」が行われます。

②当該科目の出席回数がその授業回数の3分の2以上である場合に限り、定期試験を受験することができます。(出席回数が授業回数の3分の2に満たない場合、定期試験並びに再試験の受験資格を喪失します)。

③定期試験の評点は 100 点を満点とし、成績は、試験の評点、平常の成績などを考査して評定されます。60 点以上であれば、C以上(合格)と評定され、授業科目の修了が認定され、単位が与えられます。

【追試験】

定期試験を欠席したものに對し、定期試験終了後に追試験を実施することがあります。追試験の受験を希望するものは、所定の期日までに試験欠席届およびその理由を証明する書類を提出しなければなりません。追試験の評定には欠席理由により評定上限点が設定されます。追試験実施の対象となる欠席理由、添付書類、評定上限点はそれぞれ次のとおりです。

欠席理由	添付書類	評定上限点
忌引(一親等、または二親等の死亡)*	公的証明書の写し、またはそれに準ずるもの*2	100 点
大学院入学試験	試験要項等	100 点
就職試験	試験案内等	100 点
傷病	診断書	90 点
その他やむを得ない理由	理由書	審議の上決定

* 一親等…必要な日数、二親等…3日以内

*2 死亡診断書、火葬(または埋葬)許可証、会葬案内など

【再試験】

①各定期試験終了後に「前期再試験」「後期再試験」が行われます。

②定期試験の成績の評点が 59 点以下(評定D:不合格)のものは、次の要件を満たす当該科目の定期試験における成績の評点が 30 点以上である場合に限り再試験を受験することができます。

~~・当該科目の出席回数とその授業回数の3分の2以上であること。~~

~~・当該科目の定期試験における成績の評点が 30 点以上であること。(定期試験の成績の評定がEの場合は再試験を受験することはできません。)~~

③再試験の評定は 60 点を限度とし、成績は試験の評点、平常の成績などを考査して評価されます。60 点であれば、C(合格)と評価され、授業科目の修了が認定され、単位が与えられます。

④「再試験」で不合格と判定されても、未修得科目が薬学部規程細則の規定以下であれば進級できます。その場合、必修科目および選択必修科目の未修得科目は進級後改めて授業を履修し、定期試験を受験する必要があります。

⑤1、2年次で開講する基礎教育科目の選択科目は、再試験を実施しません。

【特別再試験】

〔4 年次特別再試験〕

① 対象科目

4年次後期の再試験を終えた時点で、

- 1) 4年次に課せられた必修科目に未修得科目がある場合、その未修得科目。
- 2) 2年次から4年次配当の「基礎教育科目以外の選択科目」の進級に必要な単位が不足している場合、4年次配当の未修得科目。

② 受験資格

- 1) 3年次配当の必修科目をすべて修得していること。
- 2) 4年次配当の必修科目の未修得科目が5科目以下であること(未修得科目が6科目以上ある時は「4年次特別再試験」の受験資格は与えられず、留年となります)。
(備考) 4年次配当の「基礎教育科目以外の選択科目」については、これまでに履修し不合格となった科目のうち、(不足科目数+2)科目まで受験することができます。

- ③ 特別再試験の評定は 60 点を限度とし、成績は、試験の評点、平常の成績などを考査して評価されます。60 点であれば、C (合格)と評価され、授業科目の修了認定がされ、単位が与えられます。

〔6年次特別再試験〕

① 対象科目

6年次前期の再試験を終えた時点で、

- 1) 6年次前期に履修した必修科目に未修得科目がある場合、その未修得科目。
- 2) 6年次配当の「基礎教育科目以外の選択科目」の卒業に必要な単位が不足している場合、その未修得科目。

② 受験資格

未修得科目数に制限なく受験できます。

- ③ 特別再試験の評定は 60 点を限度とし、試験の評点、平常の成績などを考査して評価されます。60 点であれば、C (合格)と評価され、授業科目の修了認定がされ、単位が与えられます。

注)「基礎教育科目の選択科目」や、定期試験を実施せずに他の適切な方法で学修の成果を評価し単位を与える科目(実習、実技、演習等)、および6年次配当の「薬学総合演習」については、特別再試験を実施しません。